

国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16. 7. 1	平成16. 12. 1 平成17. 4. 1
	平成17. 4. 1	平成18. 1. 1 平成18. 4. 1
	平成18. 6. 1	平成18. 7. 1 平成18. 9. 1
	平成19. 4. 1	平成19. 12. 1 平成20. 4. 1
	平成20. 12. 1	平成21. 4. 1 平成21. 7. 9
	平成22. 11. 1	平成24. 1. 1 平成24. 3. 1
	平成24. 4. 1	平成25. 4. 1 平成25. 8. 1
	平成26. 4. 1	平成27. 4. 1 平成28. 4. 1
	平成29. 5. 1	平成29. 12. 1

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第5条第2項及び国立大学法人群馬大学教職員任免規則(以下「任免規則」という。)第16条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)における教員の任期について必要な事項を定める。

【一部改正】(18. 4. 1/27. 4. 1)

(任期を定める職及び任期等)

第2条 任期を定めて雇用する教員の職及び任期等は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

- 2 任期中に昇任した者の任期は、当該昇任前にその者に付されていた任期の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、雇用された日から36月を経過した者を昇任させる場合、又は学長が特に認める場合は、任期を付さないことができる。

【一部改正】(18. 1. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/22. 11. 1/25. 4. 1/27. 4. 1/28. 4. 1)

(定年)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、任期の途中で定年となる教員の任期の終期は、定年退職日とする。

【一部改正】(25. 4. 1追加)

(任期の定めのない職への移行)

第4条 任期中に業績評価・審査を実施し適格となった者は、任期の定めのない教員とする。

【一部改正】(25. 4. 1追加/28. 4. 1)

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、群馬大学に任期を定めて任用されていた教員が、引き続き本学の教員として、任期を定めて任用されることとなった場合におけるその者の任期は、別表1及び別表2にかかわらず、群馬大学における任期の残任期間を考慮して、5年の範囲内で定める。

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、総合情報処理センターに任期を定めて任用されていた教員が、引き続き総合情報メディアセンターの教員として、任期を定めて任用されることとなった場合のその者の任期は、別表1にかかわらず、改正前の総合情報処理センターの教員として任用されていた任期の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、地域共同研究センターに任期を定めて任用されている教員が、引き続き産学連携・先端研究推進機構共同研究イノベーションセンターの教員として、任期を定めて任用されることとなった場合のその者の任期は、別表第1にかかわらず、改正前の地域共同研究センターの教員として任用されていた任期の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の規則により任期を定めて雇用されていた助教授又は助手が、引き続き准教授又は助教として、任期を定めて雇用されることとなった場合のその者の任期は、第2条の規定にかかわらず、改正前の助教授又は助手として雇用されていた任期の残任期間とする。
- 3 施行日の前日において、任期の定めのない助手として雇用されていた者が、引き続き施行日に助教となった場合は、第2条の規定にかかわらず、任期の定めのない助教とする。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日において、留学生センターに任期を定めて任用されている教員が、引き続き国際教育・研究センターの教員として、任期を定めて任用されることとなった場合のその者の任期は、別表第1にかかわらず、改正前の留学生センターの教員として任用されていた任期の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月9日から施行し、平成21年6月24日から適用する。
- 2 この規則施行日の前日において、重粒子線医学研究センターに任期を定めて任用されている教員が、引き続き重粒子線医学推進機構重粒子線医学研究センター教員として、任期を定めて任用されることとなった場合のその者の任期は、別表第1にかかわらず、改正前の重粒子線医学研究センターの教員として任用されていた任期の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）前に、テニュアトラック普及・定着事業により雇用される准教授、講師及び助教にあっては、改正後の別表第3の表中「4年以内」とあるのは「5年以内」と、「可（1年を限度とする。）」とあるのは「可（2年を限度とする。）」と読み替えて、同表を平成25年2月1日から適用する。
- 3 施行日の前日において、改正前の規則により任期を定めて雇用されていた教員が、引き続き施行日に同一の教育研究組織、かつ、同一の職に在職する場合のその者の任期は、改正前の規則の適用を受けて雇用されていた任期とする。
- 4 施行日の前日において、この規則の適用を受けていない教員は、施行日において、この規則の適用を受けない。
- 5 施行日前に既に採用又は昇任の選考手続が行われている者は、改正前の規則を適用する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日において、研究・产学連携戦略推進機構に任期を定めて任用されていた教員が、引き続き研究・产学連携推進機構の教員として、任期を定めて任用されることとなった場合のその者の任期は、別表1にかかわらず、改正前の研究・产学連携戦略推進機構の教員として任用されていた任期の残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日において、国際教育・研究センターに任期を定めて任用されている教員が、引き続き国際センターの教員として、任期を定めて任用されることとなった場合のその者の任期は、別表第1にかかわらず、改正前の国際教育・研究センターの教員として任用されていた任期の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

別表第1

任免規則第15条第1項第3号アに規定する教員の職

教育研究組織の名称	職 名	任期	再任の可否
教育学部	教授 准教授 講師	5年	不可
教育学研究科			
社会情報学部			
医学系研究科			
保健学研究科			
理工学府			
生体調節研究所			
総合情報メディアセンター			
重粒子線医学推進機構			
研究・産学連携推進機構			
大学教育・学生支援機構			
国際センター			
数理データ科学教育研究センター			
食健康科学教育研究センター			
医学部附属病院			

【一部改正】(17.4.1/18.4.1/18.6.1/18.7.1/18.9.1/19.4.1/19.12.1/20.12.1/21.4.1/21.7.9/

24.1.1/24.4.1/25.4.1/26.4.1/27.4.1/28.4.1/29.5.1/29.12.1)

別表第2

任免規則第15条第1項第3号イに規定する助教

職 名	任期	再任の可否	再任の場合の任期
助教（次欄に定める者を除く。）	5年	不可	
助教（研修医等の教授・指導等に従事する者のうち医学部附属病院長が定める者に限る。）	2年	可（2回限りとする。）	2年

【一部改正】(16.7.1/16.12.1/17.4.1/19.4.1/20.4.1/25.4.1/27.4.1)

別表第3

任免規則第15条第1項第3号ウに規定する教員の職

職名	任期	再任の可否
准教授（先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた者に限る。） 講師（先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた者に限る。） 助教（先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた者に限る。）	5年以内	可（2年を限度とする。）
講師（博士課程教育リーディングプログラムにより雇用されている者に限る。） 助教（博士課程教育リーディングプログラムにより雇用されている者に限る。）	平成27年3月31日まで (平成27年4月1日以後に雇用された者については、平成30年3月31日まで)	可（平成30年3月31日までを限度とする。）
准教授（テニュアトラック普及・定着事業により雇用されている者に限る。） 講師（テニュアトラック普及・定着事業により雇用されている者に限る。） 助教（テニュアトラック普及・定着事業により雇用されている者に限る。）	5年以内	可（テニュアトラック普及・定着事業により雇用された日から5年を限度とする。）
教授（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。） 准教授（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。） 講師（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。） 助教（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。）	5年以内	可（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた日から10年を限度とする。）

備考 先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた教員の任期については、5年以内の任期中に育児休業又は介護休業等を取得した者から請求があった場合は、その休業等期間と同一期間を限度として、延長することができる。

【一部改正】(24.1.1/24.3.1/25.4.1/25.8.1/26.4.1/27.4.1)